

水循環政策本部の後援等名義の使用について（案）

水循環政策本部は、求めに応じて水循環政策本部の後援等名義の使用を承認することにより、健全な水循環の維持又は回復のための取組の推進を図ることとする。

このため、水循環政策本部の後援等名義の使用の承認に関し必要な事項は、本部長が定める。